

あさくらの風

Vol.
65



甘木朝倉法人会 会長ご挨拶	1
第11回定時総会開催	2
委員会・各支部の活動	3~4
絵はがきコンクール入賞作品の紹介	5~6
租税教室を受講した小学6年生の感想	7
新任税務署長インタビュー	8

インボイスについて	9~10
会員紹介	11
相続法改正の注意点	12
新会員紹介	13
人間ドック受診料助成金制度案内	15



ご挨拶

会長 阿部 達彦

令和4年度5月の第11回定時総会はウイズコロナ対応での開催を致しました。3年ぶりに総会・講演会・会員交流会の流れで久々会員同士の会話も弾み、短時間ではありましたが有意義な定時総会が出来たことは、コロナ禍での自粛から解放されようやく日常の行動が取り戻せた様子が伺えました。

また今期は大同生命創業120周年事業内容説明会及び千葉全国大会に参加することが出来て、元気な法人会員の姿を確認致しました。

コロナ禍対応でのオミクロンワクチン接種も進み11月下旬に厚労省も国産の経口薬を認可し、早期5類検討で今まで以上に感染者が重症を患う心配が無くなっていくのは朗報であります。

甘木朝倉法人会では、12月7日に評論家の石平氏をお招きして、『中国の政治経済情勢と日中関係』というテーマで講演会を開催しました。中国対日本・台湾・ロシア・米国との今後の関係の在り方について単刀直入に時代にマッチした見解をご講話頂きました。

また税の作文コンクールでは高校生部門で朝倉東高校、中学生部門で十文字中学校、比良松中学校がそれぞれ表彰を受けています。今後もご期待申し上げます。

本年度も中盤を過ぎ福利厚生事業、会員普及拡大事業には鋭意尽力している最中ではありますが足踏み状態の連続で奮闘しています。最後に法人会のぼり旗同様一步一步あさくらを目指して地域との連携をより強固なものにしていくよう頑張っ参ります。会員の皆様並びに関係者の方々のご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

公益社団法人 甘木朝倉法人会の目的及び事業

(目的)

この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| (1) 税知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業 | (5) 会員の交流を図るための事業 |
| (2) 税制の調査研究及び提言に関する事業 | (6) 会員の福利厚生のための事業 |
| (3) 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業 | (7) その他この法人の目的達成に必要な事業 |
| (4) 地域社会に貢献することを目的とする事業 | |

第11回 定時総会開催

日時：令和4年5月27日(金)

場所：甘木観光ホテル 甘木館



5月27日甘木観光ホテル甘木館において第11回定時総会を開催しました。総会にあたっては、「委任状出席の積極的活用」により、有資格数551に対し、出席40、委任状提出383、計423での開催となりました。

阿部会長のあいさつに続き、功労者表彰（披露のみ）のあと、議事では決議事項令和3年度決算（財務諸表）及び役員選任については、原案のとおり可決・承認されました。その後、令和3年度事業報告、令和4年度の事業計画・予算を報告し、総会を終了しました。

総会終了後、大同生命保険（株）営業研修部 研修担当部長の渡邊完氏を招いて、「未来予測とリスク対策 ～2025年問題から見えるもの～」をテーマに経営講演会を開催しました。

その後、3年ぶりに会員交流会を開催しました。

令和3年度中の法人会事業はコロナ禍で中止が相次ぎ、新年度の通年事業に見通しがつかない中で、令和4年度事業がスタートしました。

(単位 円)

令和3年度正味財産増減計算書		
科目		決算額
経常収益	特定資産運用益	194
	受取会費	4,385,330
	受取補助金等	9,111,200
	雑収益	48,065
	経常収益計	13,544,789
経常費用	事業費	10,301,760
	管理費	2,789,581
	経常費用計	13,091,341
当期経常増減額		453,448
正味財産期末残高		13,732,723

表彰・感謝状贈呈

法人会活動にご尽力いただいた方々が表彰されました。皆様おめでとうございます。

単位会功労者

全国法人会総連合会長 功労者表彰

監事 綾部 茂明 様

甘木朝倉法人会会長 感謝状受彰

理事 安岡 正博 様

(役員退任 理事11年支部役員含めて
通算17年間法人会活動に寄与)

厚生事業推進功労者

福利厚生制度推進に貢献したことに対する
感謝状の贈呈

大同生命保険株式会社 久留米支社

大淵 淳子 様

小河 勝博 様

AIG保険株式会社 久留米支店

(有)チェック保険サービス 様

令和4年度事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業

毎年の改正により複雑難解化する税法・税制について、正しい知識を身につけてもらうことを目的とした事業を行う。

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

納税意識の高揚を図り、税務行政に寄与することを目的とした事業を行う。

3. 税制及び税務に関する調査研究及び提言に関する事業

時代に即し、納税者の納得する適正・公平な税制実現のため調査研究することを目的とした事業を行う。

4. 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業

中小企業が単独では実施することが難しい人材の育成を支援することを目的とした事業を行う。

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

中小企業単独ではその要請に応えることが難しい社会的責任を果たすことを目的とした事業を行う。

6. 会員の交流を図るための事業

会員の交流と相互の意思疎通を図ることを目的とした事業を行う。

7. 会員の福利厚生の充実と経営の安定・安心を目的とする事業

会員の福利厚生事業の充実と経営の安定・安心を目的とした事業を行う。

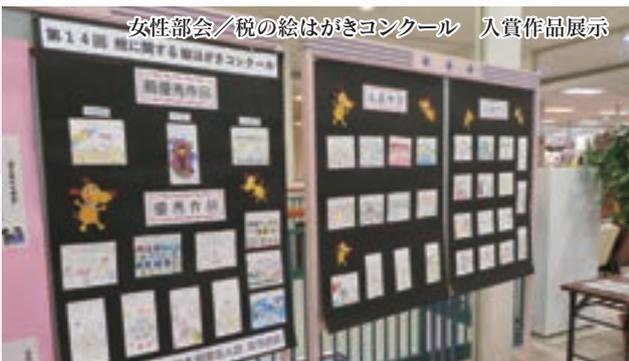
8. 会員増強と組織の強化・充実を図るための事業

会員拡大、支部・部会体制の充実強化を図ることを目的とした事業を行う。

9. 公益社団法人の目的達成のための事業

この法人の認知度の向上に努めることを目的とした事業を行う。

委員会・各支部の活動





第15回(令和4年度開催)税に関する絵はがきコンクール入賞作品

今年度は管内 14 校から 498 点の応募がありました。
厳正なる審査の結果、最優秀賞 3 点、優秀賞 15 点、入選 28 点を選定しました。
ここでは、最優秀賞、優秀賞作品を掲載します。

※学年は、令和4年度当時のものです。

最優秀賞



法人会長賞

東小田小学校 6年
村井 一士さん

甘木税務署長賞



馬田小学校 6年
堀内 萌衣さん

法人会女性部会長賞



蟬城小学校 6年
佐藤 統虎さん

優秀賞



立石小学校 6年
岩下 煌誠さん



朝倉東小学校 6年
藤井 大我さん



三輪小学校 6年
森山 優さん

優 秀 賞



東峰小学校 6年
熊谷 恵さん



金川小学校 6年
山口 颯雅さん



三奈木小学校 6年
平田 ゆいさん



福田小学校 6年
西 香凜さん



秋月小学校 6年
中村 悠獅さん



東小田小学校 6年
山口 ひよりさん



蟻城小学校 6年
平田 紗菜さん



大福小学校 6年
大熊 沙織さん



立石小学校 6年
早野 菜月さん



馬田小学校 6年
山田 優心さん



杷木小学校 6年
小倉 百々子さん



三並小学校 6年
長沼 郁奈さん

租税教室を受講した小学6年生の感想

私は今日の学習で、税金は暮らしていく中で、とても必要で、税金がなかったら暮らしが大変になってしまうということが分かりました。また、税金がない世界では事故が増えてしまったり、消火にかかったお金をはらわなきゃいけないで大変だなと思いました。そして、税金はたすけ合いの心でやしてくださいということが分かりました。私は、これからも自分たちや、みんなの生活のために消費税をちゃんとおさめようと思いました。



K.Aさん

今日の話を聞いて税金は生活にとってとても関わりをもっていることが分かりました。特にみんなのたよりがけいさつもお金のために働かしていたからです。他にも橋や道路がこわれても修復できないし、事故が起きても助けを呼べないからで、意外な事は、税金には50種類くらいあることです。税金がなければ、助かる命も助からず、に繋がって直せる物も直らないで、結局から税金は生活に関わっていると、思えます。なのでこれからは、社会の役に立って税金を納めていきたいです。



M.Sさん

・日本だけでなく他の国も税金が「ありスウェーデンは、25%もあることを初めて知りました。
・たまに税金無いほうが楽じゃないか考えたことがあったけど、DVDを見て税金があるから助かっていることが分かりました。
・信号が重かっているのも税金ということも初めて知りました。
・公園のゴミ箱や道も税金でなっていることが分かりました。
・1人で1ヶ月7534円も税金が払われていることが分かっておどろきました。



I.Kさん

私は、今日の話を聞いて分かったことは、税金とは、生活に必要なもので税金がなければ、こまるということが分かりました。また、税金は、消費税くらいしか知らなかったし、いろいろな場所や物などについてわかっていてということも分かりました。ビデオを見て、税金がないと、いろんなときにお金がかかったり、いままではらうお金が少なかった時にも、たくさんのお金をはらわなければ、いけないな、と思いました。税金は、とらえているのではなく、あずけていると分かりました。



N.Kさん

これまで税金が大変だと分かってはいたけど、アニメを見て税金が無いと信号が使えなくて事故が起きたり、ゴミも捨てられなかったり、橋も直せなかったりして、生活も不安定になることが分かりました。あらためて税金があると、便利で安全な暮らしを送れることが分かりました。また、税金は、身近な所に、はらっていることが分かった。



T.Hさん

今日の租税教室で分かったことは、2つあります。1つ目は、税金の種類が「50種類くらいあること」で、自分は、消費税くらいしか知らなかったけど、所得税や法人税などの税金があつてびっくりしました。2つ目はビデオを見て、税金がないと火事がおきたときに、お金をはらわなきゃいけないことや、けいさつや消防車はよんだりのんたりのすのにもお金がかかることを知りました。



T.Rさん

税務署だより

■ 新任署長インタビュー



甘木税務署
署長 藤原 太一様(ふじわら たいち)

令和4年7月に定期人事異動で甘木税務署に着任された藤原署長に事務局がインタビュー形式でいろいろとお聞きしました。

①まず、藤原署長の自己紹介をお願いします。

7月10日付で、甘木税務署長を拝命いたしました藤原です。前任は、福岡国税局総務部厚生課長でした。税務署長は初めての経験ですので、皆様のご指導を受けながら適正公平な課税の実現のためにがんばりたいと思います。

小郡市在住で、現在甘木鉄道で通勤しています。家から車で30分弱の距離なので休みの日にはちよくちよくこちらに参ってランチをいただいております。

②税務署ではどのようなお仕事をされてきましたか？

所得税、資産税、総務課、厚生課、監察官などいろいろな仕事をしてきましたが、国税組織の仕事はどれもやりがいのある仕事だと思っています。

③ご趣味は？

健康オタクで、高脂血症とかメンタルヘルスとか健康に関する本ばかり読んでいます。高齢化社会を乗り切るためには「健康寿命を延ばす」ことが大切だと思っています、今からできることを実践しています。

④甘木の印象は？

今まで出会った方々は皆さんとても穏やかで優しい方ばかりでした。それから、朝、中学生や高校生とすれ違った時に「おはようございます」と言っていただけの生徒さん達が沢山いることにびっくりしました。本当に穏やかで優しい街だと思っています。

⑤藤原署長から法人会員の皆様へ

来年10月から消費税のインボイス制度が始まります。税務署では、円滑に制度が定着しますように広報・説明会等に取り組んでいます。

甘木朝倉法人会の皆様方には、引き続き、税務行政に対するご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

紙面の都合上、これにてインタビューを終わります。どうも、藤原署長ありがとうございました。

令和4年7月10日付の定期人事異動後の幹部職員を紹介します。

役 職	氏 名	異 動
署 長	藤 原 太 一	新 任
総 務 課 長	福 田 雅 代	新 任
総 務 係 長	福 井 雄 太	留 任
管理徴収統括官	馬 場 伸 之	留 任
個人課税統括官	渡 辺 靖 夫	新 任
法人課税統括官	佐々木 順 司	留 任

消費税

令和5年10月

事業者の方へ

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、**令和5年3月31日までに**
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和4年8月)

📢 「インボイス」とは

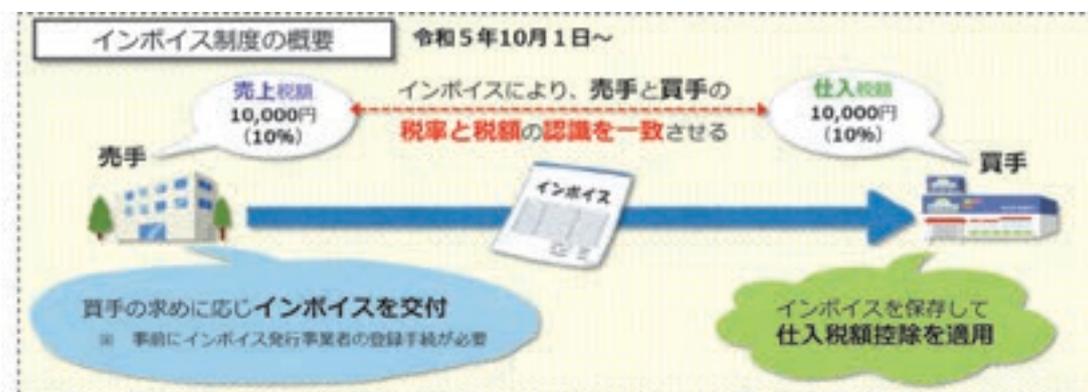
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

📢 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



📢 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中!

インボイス制度
特設サイト



📢 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553 (無料)**

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への
事前予約をお願いします。

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和4年8月)

会員紹介

南陵地区の馬田にある印刷会社をご紹介します。

私たちは、1939年に旧甘木市甘木で印刷業を始め、今年で83年が経過しました。近年では、時代の流れが大きく変わろうとしており、印刷の市場も大きく変化をしています。長期間需要が微減している中、新型コロナは大きな変化のきっかけとなりました。株式会社四ヶ所は、「地域の文化向上に貢献し、お客様と共に反映しよう」の企業理念を掲げています。創業当時から営んでいる印刷にこだわりつつも、私たちとお付き合いをいただいている地域やお客様と今後も継続してお付き合いをしていきたいという思いと、もっと繁栄していきたい気持ちから、2020



年から取り組み始めた「あさくら産直市場」を2022年9月に

事業化しました。私たちは、この気持ちを絶やさず、真剣に向き合います。これからも、どうぞ株式会社四ヶ所をよろしくお願いいたします。



▲あさくら産直市場ECサイト

美の追究心。



株式会社 四ヶ所

TEL 0946-22-2369
FAX 0946-22-9804

〒838-8512 朝倉市馬田336
Web:www.shikasyo.com

ご存知でしょうか? 「甘木朝倉法人会」を!

法人会は現在70万社の会員企業、41都道県に440の会を持つ全国組織の経営者の団体です。



各種保険割引

経営者大型総合
保障制度・がん保険

活動内容

- 機関誌や各種参考資料の配付
- 国税、地方税の関係法規と経営や経理に関する説明会、講演会、交流会等の開催
- 関係各庁および友好団体との連絡および協調

加入のメリット

1. 会員企業の繁栄にプラスになります。
2. 各種福利厚生制度の利用ができます。
3. 税務署に対する苦手意識が解消されます。
4. 貴社に対する税務署の認識が変わります。

■年会費

資本金500万円未満	年	3,000円
資本金500万円以上1,000万円未満	年	6,000円
資本金1,000万円以上2,000万円未満	年	10,000円
資本金2,000万円以上3,000万円未満	年	15,000円
資本金3,000万円以上1億円未満	年	20,000円
資本金1億円以上	年	30,000円
管内外に本店を有する法人の事業所	年	3,000円
賛助会員	年	3,000円

※年の中途に入会される場合は、会費は月割です。

大同生命保険株式会社

AIG損害保険株式会社

Afiac アフラック

**公益社団法人
甘木朝倉法人会**

〒838-0068
朝倉市甘木955-11 朝倉商工会議所会館3階
TEL (0946) 24-5757
FAX (0946) 23-2844
H P <http://www.a-houjinkai.jp>
MAIL a-houjinkai@tea.ocn.ne.jp

会員をぜひ紹介下さい

相続法の改正における税務上の注意点

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

リサ



最近、相続のことが気になっています。平成30年に相続のルールが改正されたと聞きましたが、どのように改正されたのでしょうか。

サキ先生



平成30年7月に民法で相続を規定している部分、いわゆる相続法が改正されました。これは昭和55年以来の大きな改正で、具体的には①自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能(平成31年1月13日施行)、②預貯金の払戻し制度の創設(令和元年7月1日施行)、③遺留分制度の見直し(令和元年7月1日施行)、④被相続人の介護や看病で貢献した親族は金銭要求が可能(令和元年7月1日施行)、⑤配偶者居住権の創設(令和2年4月1日施行)、⑥法務局で自筆証書による遺言書の保管可能(令和2年7月10日施行)などの措置が行われました。

例えば、自筆証書遺言は、作成後の紛失や、相続人によって隠匿もしくは変造されるおそれがありましたし、遺産分割終了後に自筆証書遺言が発見され共同相続人間での紛争を生じさせる原因にもなり得ました。これらの問題を防止するために、自筆証書遺言の保管制度が創設されました。



税務上、取り扱いが変わったことはありますか。

まず、配偶者居住権の創設により、配偶者居住権の評価をすることになりました。また、遺留分制度については、改正前の民法では、減殺請求によって当然に遺留分権利者に所有権等の権利が帰属する物件的効果が生ずることとされていたため、遺贈または贈与の目的財産は受遺者と遺留分権利者との共有状態になることが多くあり、共有関係の解消をめぐって新たな紛争も生じていました。そこでこのようなことを回避するため、遺留分権利者およびその承継人は、受遺者または受贈者に対し遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができることになりました。



配偶者居住権について、税務上の取り扱いで注意することはありますか。

配偶者居住権が、被相続人から配偶者居住権を取得した配偶者とその配偶者居住権の目的となっている建物の所有者との間の合意や放棄により消滅した場合、建物等所有者が、その消滅直前に、配偶者が有していた配偶者居住権の価額に相当する利益または土地を使用する権利の価額に相当する利益に相当する金額が、配偶者から贈与によって取得したものとされます。



遺留分侵害額請求権について、税務上の取り扱いで注意することはありますか。

受遺者と遺留分権利者の合意により金銭の支払いに代えて相続財産である不動産等の分与が行われた場合は、代物弁済として譲渡所得の課税対象になります。例えば、遺留分侵害額が3000万円であり、受遺者が相続した3000万円の土地を遺留分権利者に金銭に代えて分与した場合、受遺者は土地を3000万円で譲渡したことになり譲渡所得について課税になります。また、分与を受けた遺留分権利者はその土地を3000万円で取得したことになります。



★筆者紹介

山宅孝道(やまけ・たかみち)

1965年生まれ。東京国税局管内の税務署において管理・徴収部門、法人課税部門、資産課税部門等の事務に従事し、武蔵府中税務署資産課税部門上席国税調査官を最後に平成25年7月退職。埼玉県さいたま市で税理士登録。近著『土地評価の基礎と実務』(共著、税務経理協会)、『令和4年版税制改正経過一覽ハンドブック』(共著、大蔵財務協会)。





＼ご入会ありがとうございます。／

新会員のご紹介

会社名・個人名	業種	所在地等
井上内装	建設業	久留米市
(株)オオタ	一般貨物運送事業	朝倉市
(同)大平山グリーン開発	総合工事業・土木工事業	朝倉市
黒木外装	外装工事	朝倉市
(株)古賀運送	運送業	朝倉郡筑前町
(株)サンキ工業	土木工事業	朝倉市
(株)三連工務	建設業	朝倉市
タカクラ仮設	建設業・足場	朝倉市
(有)竹屋	コンビニ	朝倉郡筑前町
(株)テック	建設機械販売・修理	朝倉市
(株)徳田畳襖店	畳襖製造業	朝倉市
中西製材工場	製材業	うきは市
(株)Hy-Trust	建設業	朝倉市
森下工務店	建設業	春日市
吉弘製材所	製材業	久留米市
(株)ライラック	建築業	久留米市
(株)River Flat	建築業	筑紫野市

令和3年11月1日～令和4年10月31日(敬称略)

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

がん保険にできることを、もっと。

幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまながんの悩みの解決をサポートするがん保険

ポイント
1

幅広い保障で**経済的負担**をサポートします。

ポイント
2

付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート(*)> 2023年1月23日
サービス提供開始予定
アフラックのよりそうがん相談サポーターが
さまざまな**悩みの解決**をサポートします。

(*) アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の子会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。



◎商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受
保
険
会
社

「生きる」を創る。
Aflac アフラック

アフラック福岡総合支社
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル10F
TEL : 092-281-6703

法人会用フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
公認加盟法人
全国法人会総連合

P22111 AFツール-2022-0302 7月28日



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリス)

その安心で、企業とともに未来をつくる。

おかげさまで120周年

DAIDO 大同生命保険株式会社

久留米支社/福岡県久留米市東町38-1(大同生命久留米ビル3F)
TEL 0942-32-4306

さあ、保険の新たな元へ。
T&D 保険グループ



Business Guard



AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル
会社で入る医療補償

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

法人会のハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償

地震災害のリスクをガード

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG 損害保険株式会社

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

久留米支店

〒830-0032 福岡県久留米市東町38-1 大同生命久留米ビル1階

TEL.0942-33-0441 FAX.0942-31-0311

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(22-073001)

日帰り人間ドック受診料の一部助成のご案内

法人会では日帰り人間ドック受診料の一部助成を**会員限定**で実施しています。
多忙な毎日で怠りがちな健康管理、是非受診されませんか？

会場 朝倉健生病院・甘木中央病院

金額 受診者負担金 約3万円(税込)

(受診料総額約4万円(税込)の内、**1万円**を法人会が助成します。)

申込時期 毎年度7月1日～11月30日まで

★令和4年度分の申し込みは終了しています。

★令和5年度分の申し込みは令和5年7月頃
文書で通知します。

申込先 法人会事務局へお申し込みください。

(電話)0946-24-5757



—— 法人会加入のおすすめ ——

〈法人会の主な活動〉

- 税制改正に関する要望ならびに陳情活動
- 税の啓発・租税教育活動
- 経営や税務・一般教養等の研修会の開催
- 地域に密着した社会貢献活動
- 経営(者)支援のための活動
- 情報誌や各種参考資料の配布
- 会員相互(異業種)の交流
- 経営者・従業員のための福利厚生制度の推進



入会のお申し込み・お問い合わせは

公益社団法人 甘木朝倉法人会

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木955-11 朝倉商工会議所会館3F
Tel(0946)24-5757 Fax (0946)23-2844

●編集・発行／公益社団法人 甘木朝倉法人会

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木955-11 朝倉商工会議所会館3F
Tel.0946-24-5757 Fax.0946-23-2844

●発行日／令和4年12月15日(第65号)

●印刷・製本／株式会社四ヶ所

〒838-8512 福岡県朝倉市馬田336 Tel.0946-22-2369